

平成 30 年度

橋本市予算

和歌山県橋本市

目 次

1. 一般会計予算	1
2. 国民健康保険特別会計予算	8
3. 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	11
4. 公共下水道事業特別会計予算	14
5. 駐車場事業特別会計予算	19
6. 墓園事業特別会計予算	22
7. 農業集落排水事業特別会計予算	25
8. 土地区画整理事業特別会計予算	29
9. 介護保険特別会計予算	32
10. 指定訪問看護事業特別会計予算	35
11. 後期高齢者医療特別会計予算	38
12. 水道事業会計予算	41
13. 病院事業会計予算	43

一 般 会 計 予 算

平成 30 年度 橋本市一般会計予算

平成 30 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,588,307 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,616,956
	1 市 民 税	3,095,329
	2 固 定 資 産 税	2,598,098
	3 軽 自 動 車 税	190,574
	4 市 た ば こ 税	373,937
	5 入 湯 税	1,204
	6 都 市 計 画 税	357,814
2 地 方 譲 与 税		231,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	66,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	165,000
3 利 子 割 交 付 金		20,000
	1 利 子 割 交 付 金	20,000
4 配 当 割 交 付 金		40,000
	1 配 当 割 交 付 金	40,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		34,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	34,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,000,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,000,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		23,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	23,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		60,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	60,000
9 地 方 特 例 交 付 金		30,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	30,000
10 地 方 交 付 税		8,030,000
	1 地 方 交 付 税	8,030,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		6,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		305,774
	1 分 担 金	7,777
	2 負 担 金	297,997
13 使 用 料 及 び 手 数 料		355,435
	1 使 用 料	247,092

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 手 数 料	108,343
14 国 庫 支 出 金		2,679,585
	1 国 庫 負 担 金	2,314,771
	2 国 庫 補 助 金	341,949
	3 委 託 金	22,865
15 県 支 出 金		2,020,767
	1 県 負 担 金	999,081
	2 県 補 助 金	796,329
	3 委 託 金	225,357
16 財 産 収 入		42,408
	1 財 産 運 用 収 入	19,351
	2 財 産 売 払 収 入	23,057
17 寄 附 金		114,911
	1 寄 附 金	114,911
18 繰 入 金		1,393,897
	1 特 別 会 計 繰 入 金	6,655
	2 基 金 繰 入 金	1,387,242
19 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
20 諸 収 入		595,073
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	19,620
	2 市 預 金 利 子	250
	3 貸 付 金 元 利 収 入	962
	4 受 託 事 業 収 入	41,772
	5 雑 入	532,469
21 市 債		1,989,500
	1 市 債	1,989,500
歳 入 合 計		25,588,307

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		269,072
	1 議会費	269,072
2 総務費		2,212,150
	1 総務管理費	1,715,277
	2 人権対策費	13,648
	3 徴税費	243,719
	4 戸籍住民基本台帳費	103,105
	5 選挙費	92,327
	6 統計調査費	15,510
	7 監査委員費	12,859
	8 市民会館費	15,705
3 民生費		9,773,979
	1 社会福祉費	4,859,339
	2 児童福祉費	4,153,371
	3 生活保護費	761,267
	4 災害救助費	2
4 衛生費		2,779,253
	1 保健衛生費	620,068
	2 清掃費	1,302,271
	3 上下水道整備費	95,442
	4 病院費	761,472
5 労働費		1,386
	1 労働諸費	1,386
6 農林水産業費		649,399
	1 農業費	631,721
	2 林業費	17,678
7 商工費		688,796
	1 商工費	688,796
8 土木費		1,944,675
	1 土木管理費	15,380
	2 道路橋梁費	412,640
	3 河川費	5,403
	4 都市計画費	1,341,087

(単位：千円)

款	項	金額
	5 住宅費	170,165
9 消防費		1,082,650
	1 消防費	1,082,650
10 教育費		2,435,324
	1 教育総務費	412,634
	2 小学校費	392,213
	3 中学校費	126,541
	4 幼稚園費	135,364
	5 社会教育費	630,277
	6 保健体育費	738,295
11 災害復旧費		3
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		3,731,287
	1 公債費	3,731,287
13 諸支出金		333
	1 土地開発基金費	333
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	25,588,307

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
人 事 給 与 シ ス テ ム 更 改 事 業	平成31年度～平成38年度	16,316千円
地 域 イ ン ト ラ ネ ッ ト 更 改 事 業	平成31年度	3,970千円
自 治 体 ク ラ ウ ド サ ー ビ ス 更 改 事 業	平成30年度～平成41年度	609,400千円
全 ネ ッ ト ワ ー ク プ リ ン タ 借 上	平成30年度～平成35年度	10,766千円
生 活 保 護 シ ス テ ム 更 改 事 業	平成31年度～平成40年度	24,407千円
個 人 番 号 系 用 ネ ッ ト ワ ー ク 構 築 事 業	平成30年度～平成38年度	43,937千円
固 定 資 産 評 価 更 新 業 務 委 託	平成31年度～平成32年度	47,847千円
ポ ス タ ー 掲 示 場 設 置 ・ 撤 去 委 託	平成31年度	7,886千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 409,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる公的資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率。	借入先の融通条 件による。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限 を短縮もしくは繰 上償還又は低利 に借換えることが できる。
公共事業等	44,800			
公営住宅建設事業	22,200			
学校教育施設等整備事業	107,900			
社会福祉施設整備事業	5,300			
上水道整備事業	79,100			
地域活性化事業	38,700			
緊急防災・減災事業	153,100			
一般廃棄物処理事業	15,700			
公共施設等適正管理推進事業	13,700			
臨時財政対策債	1,100,000			
計	1,989,500			

国民健康保険特別会計予算

平成 30 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

平成 30 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,541,409 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,398,797
	1 国民健康保険税	1,398,797
2 使用料及び手数料		50
	1 手 数 料	50
3 療養給付費等交付金		1
	1 療養給付費等交付金	1
4 県 支 出 金		5,441,421
	1 県 負 担 金 補 助 金	5,441,420
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		661,187
	1 一 般 会 計 繰 入 金	540,596
	2 基 金 繰 入 金	120,591
7 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
8 諸 収 入		39,950
	1 延滞金加算金及び過料	25,898
	2 雑 入	14,052
歳 入 合 計		7,541,409

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		91,866
	1 総務管理費	86,056
	2 徴税費	5,580
	3 運営協議会費	230
2 保険給付費		5,348,113
	1 療養諸費	4,707,283
	2 高額療養費	611,040
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	25,200
	5 葬祭諸費	3,390
	6 高額介護合算療養費	1,100
3 国民健康保険事業費納付金		1,998,499
	1 医療給付費分	1,411,100
	2 後期高齢者支援金等分	427,582
	3 介護納付金分	159,817
4 共同事業拠出金		9
	1 共同事業拠出金	9
5 保健事業費		86,868
	1 特定健康診査等事業費	69,090
	2 保健事業費	17,778
6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 公債費		198
	1 公債費	198
8 諸支出金		5,855
	1 償還金及び還付加算金	5,853
	2 繰出金	2
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出	合計	7,541,409

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 30 年度 橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 30 年度橋本市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,098 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		1,420
	1 県 補 助 金	1,420
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		13,676
	1 貸 付 金 元 利 収 入	13,670
	2 雑 入	6
歳 入	合 計	15,098

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 住宅資金貸付等事業費		12,801
	1 住宅資金貸付等事業費	12,801
2 公 債 費		1,297
	1 公 債 費	1,297
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	15,098

公共下水道事業特別会計予算

平成 30 年度 橋本市公共下水道事業特別会計予算

平成 30 年度橋本市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,944,295 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		14,600
	1 負 担 金	14,600
2 使 用 料 及 び 手 数 料		573,300
	1 使 用 料	573,285
	2 手 数 料	15
3 国 庫 支 出 金		47,500
	1 国 庫 負 担 金	47,500
4 県 支 出 金		2,825
	1 県 補 助 金	2,825
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		944,916
	1 繰 入 金	944,915
	2 基 金 繰 入 金	1
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		1,252
	1 雑 入	1,252
9 市 債		359,900
	1 市 債	359,900
歳 入 合 計		1,944,295

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 下 水 道 事 業 費		996,399
	1 下 水 道 費	996,399
2 公 債 費		946,896
	1 公 債 費	946,896
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	1,944,295

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備工事に係る利子補給	平成30年度～平成34年度	当該利子補給対象融資額 に対する3%相当額利息

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 359,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

駐車場事業特別会計予算

平成 30 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

平成 30 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,865 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		2,864
	1 使用料	2,864
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,865

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐 車 場 費		2,865
	1 駐 車 場 費	2,865
歳 出 合 計		2,865

墓園事業特別會計予算

平成 30 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

平成 30 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,107 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,000
	1 使用料	10,998
	2 手数料	2
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 繰入金		21,105
	1 基金繰入金	21,105
歳 入 合 計		32,107

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 墓 園 事 業 費		31,107
	1 墓 園 事 業 費	31,107
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	32,107

農業集落排水事業特別会計予算

平成 30 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計予算

平成 30 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 110,603 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		5
	1 分 担 金	5
2 使 用 料 及 び 手 数 料		23,291
	1 使 用 料	23,291
3 繰 入 金		84,806
	1 一 般 会 計 繰 入 金	84,806
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 市 債		2,500
	1 市 債	2,500
歳 入 合 計		110,603

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費		51,374
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	51,374
2 公 債 費		58,229
	1 公 債 費	58,229
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	110,603

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 2,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

土地区画整理事業特別会計予算

平成 30 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

平成 30 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 208,214 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		560
	1 使用料	560
2 繰 入 金		207,653
	1 一般会計繰入金	207,653
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	208,214

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費		107,644
	1 第 一 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	107,644
2 公 債 費		100,570
	1 公 債 費	100,570
歳 出	合 計	208,214

介護保険特別会計予算

平成 30 年度 橋本市介護保険特別会計予算

平成 30 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,683,304 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,465,033
	1 介 護 保 険 料	1,465,033
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,621
	1 使 用 料	1,620
	2 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,509,962
	1 国 庫 負 担 金	1,118,151
	2 国 庫 補 助 金	391,811
4 支 払 基 金 交 付 金		1,735,596
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,735,596
5 県 支 出 金		941,530
	1 県 負 担 金	895,127
	2 県 補 助 金	46,403
6 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
7 繰 入 金		1,029,409
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,000,991
	2 基 金 繰 入 金	28,418
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		151
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	149
歳 入 合 計		6,683,304

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		154,211
	1 総 務 管 理 費	75,994
	2 徴 収 費	2,642
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	75,575
2 保 険 給 付 費		6,195,731
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,589,300
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	198,350
	3 そ の 他 諸 費	7,031
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	140,300
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	25,300
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	235,450
3 地 域 支 援 事 業 費		320,757
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	220
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	190,107
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	36,757
	4 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	93,673
4 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
5 諸 支 出 金		2,604
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,603
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	6,683,304

指定訪問看護事業特別会計予算

平成 30 年度 橋本市指定訪問看護事業特別会計予算

平成 30 年度橋本市の指定訪問看護事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 55,552 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 訪 問 看 護 収 入		47,290
	1 医 療 保 険 サ ー ビ ス 収 入	23,170
	2 介 護 保 険 サ ー ビ ス 収 入	24,120
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 基 金 繰 入 金		1
	1 基 金 繰 入 金	1
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		8,259
	1 雑 入	8,259
歳 入 合 計		55,552

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		49,661
	1 総 務 管 理 費	49,661
2 訪 問 看 護 事 業 費		4,891
	1 訪 問 看 護 事 業 費	4,891
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	55,552

後期高齢者医療特別会計予算

平成 30 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

平成 30 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,597,228 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		571,434
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	571,434
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,024,522
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,024,522
4 諸 収 入		1,269
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	770
	3 雑 入	497
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	1,597,228

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		32,514
	1 総務管理費	32,332
	2 徴収費	182
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,562,447
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,562,447
3 諸支出金		771
	1 諸支出金	770
	2 繰出金	1
4 保健事業費		496
	1 保健事業費	496
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	1,597,228

水道事業会計予算

平成30年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	26,768 戸
(2) 総 給 水 量	7,946,785 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	21,772 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配 水 施 設 建 設 改 良 工 事	95,946 千円
(ロ) 上 水 道 拡 張 工 事	573,020 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,798,977 千円
第1項 営業収益	1,363,870 千円
第2項 営業外収益	431,734 千円
第3項 特別利益	3,373 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,658,390 千円
第1項 営業費用	1,575,706 千円
第2項 営業外費用	76,879 千円
第3項 特別損失	805 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額702,472千円は過年度分損益勘定留保資金702,472千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	208,879 千円
第1項 国庫支出金	40,305 千円
第2項 負担金	1 千円
第3項 繰入金	4,966 千円
第4項 出資金	82,830 千円
第5項 補償金	47,927 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 返還金	32,847 千円

支 出	
第1款 資本的支出	911,351 千円
第1項 建設改良費	129,571 千円
第2項 拡張費	602,278 千円
第3項 企業債償還金	178,502 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 196,133 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、28,951千円と定める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木哲朗

病 院 事 業 会 計 予 算

平成30年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	93,075 人
外 来	146,400 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	255 人
外 来	600 人
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 医療機器等整備事業	
	事業費 100,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	7,504,046 千円
第1項 医 業 収 益	6,731,854 千円
第2項 医 業 外 収 益	749,016 千円
第3項 特 別 利 益	23,176 千円

支 出	
第1款 病院事業費用	7,561,591 千円
第1項 医 業 費 用	7,342,977 千円
第2項 医 業 外 費 用	214,014 千円
第3項 特 別 損 失	3,600 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額327,649千円は過年度分損益勘定留保資金327,649千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	398,315 千円
第1項 他会計負担金	277,865 千円
第2項 企 業 債	120,000 千円
第3項 投 資	450 千円

支 出	
第1款 資本的支出	725,964 千円
第1項 建設改良費	154,247 千円
第2項 投 資	13,187 千円
第3項 企業債償還金	558,530 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	120,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失
- (4) 建 設 改 良 費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 3,936,317 千円
- (2) 交 際 費 3,000 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は144,811千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、560,903千円と定める。

平成30年2月13日 提出

橋本市長 平木 哲朗